

## 松江家庭裁判所委員会（第14回）議事概要

### 1 日時

平成21年2月12日（木）午後1時30分～午後4時00分

### 2 場所

松江家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員長）岩田好二

（委員） 安部圭司，太田敦久，小沢佳子，片山憲一，門脇寿雄，釜瀬春隆，  
須田 大，滝野一夫，光谷香朱子，三宅理子（五十音順敬称略）

（説明者）太田首席家裁調査官，筒井首席書記官

（庶務） 埴田総務課長，松嶋総務課課長補佐

### 4 議事（ は，説明者）

#### （1）テーマ「少年事件の現状と課題（被害者配慮制度）について」

ア 少年法の理念と背景等，少年審判手続の概要及び被害者配慮制度，少年事件の現状と課題の説明

首席家裁調査官及び首席書記官が説明を行った。

イ 意見交換（その内容は以下のとおり）

A 統計上少年犯罪は減っているとの説明については，それはそれで理解できるが，印象とすると，世論調査のとおり，少年による重大事件が増えているとの感がある。成人年齢を20歳から18歳に引き下げようとの議論がある一方で，世の中全体で少年から成人になるのが遅れ気味という現象が起きており，大学生なのに高校生のもようであったり，新入社員が年齢相応の常識を持っていないといった話をよく聞く。だから，成人になりきれていない20歳から25歳くらいまでの者によるいろいろな犯罪が起きているのかなとの印象を受けた。ところで，少年の更生を目的とする少年法の趣旨からすると，例えば，補導委託に掛かる経費は国費で賄われること

になるのか。

補導委託先には国費から事務費が支払われるが、少年と同居して面倒を見ていただく場合には経費としては十分ではなく、いわばボランティアのような形でご協力いただいている。

- A 補導委託という社会を支える重い仕事を引き受けてもらっている人がいると知り、感心した次第である。

補導委託を引き受けることは本当に大変な仕事であるが、自発的なボランティアで引き受けていただいている。中には、里親を兼ねている方もいる。補導委託の成り立ちは、昭和20年代、戦災孤児の少年が少年院に収容しきれずにちまたにあふれている状況を見かねた大人が、少年に靴磨きの道具を与えるなどして技術を身につけさせ、何とか自活させようと自発的に支援したことが始まりである。現在は、住み込みで技術を身につけたいという少年が減ったこと、少子化の影響で少年を手放したくないという保護者や家庭が増えたことから、補導委託は減っている。

- B 大学生を見ていても、年々幼くなっているという印象があり、体の成長のみをとらえて成人の年齢を20歳から18歳に引き下げるのは難しい面が多いと思う。思春期、つまり、体の成長具合と社会での立場や心の成長具合とのギャップを抱える思春期や青年期をいつまでと考えるか、成人となる年齢を何歳と考えるかにはいろいろな考え方があり、35歳くらいでやっと成人ではないかと説く人もいるくらいである。進学率が上がって、就職する年齢が高くなっている現代社会においては、心身ともに大人として扱えるのは何歳からかというのは難しい問題である。ところで、先ほど世論調査の結果が紹介されたが、実際の少年犯罪数や少年による凶悪事件数は減っているのに、社会では「少年の凶悪事件が増えている」、「犯罪の低年齢化が進んでいる」と認識している人が多いという、大きなズレがとても興味深かった。少年事件の質的变化についても説明があったが、大

人には、普通の生活を送りながら突発的に事件を起こすというような最近の少年犯罪が理解できず、最近の子供は理解できない、分からないという不安があり、その不安が世論調査に反映されているのではないかと思った。昔は、少年事件の背景や事件に至った経緯も理解しやすかったように思うが、今はそれがよく分からず、また、事件に至らないまでも子供同士の間関係やその中で起こるトラブルも理解できず、大人の中には最近の子供はよく分からない、近づきにくいと感じている人も多いのではないだろうか。そして、大人が、分からないから子供を理解しようという方向に動けばよいが、逆に、子供が恐いからと距離を置いたり、子供を自分とは違う人間として切り離して考えることは、子供の分かりにくさをますます隔へ追いやってしまうことになり、一層深刻な問題を生んでいくのではないかという心配もある。また、最近では、理解しがたい事件を起こした少年が発達障害だったと報道されることがある。決して、発達障害の子供が犯罪を起こしやすいということではないが、そのような不安や認識をもって発達障害の子供やその親に関わる方もおり、心を痛めている親もいる。実情と社会の認識があまり大きくズレないような報道の仕方を工夫していただければと思うこともある。

- C 今の話はよく分かる。学校では、自分の考えを述べ、自分の将来を考えることができる子供がほとんどである一方、一部には、自分の考えが持てなかつたり人間関係が築けなかつたりして居場所がなく、周囲の注意を獲得したい動きの一つとして極端な行動に出る子供もいる。そうした子供は、同様な行動を何度も繰り返して自分の立場を主張する傾向が強いように思う。そして、その中で、軽度の発達障害を抱える子供が、自分の気持ちを抑えることができずにキレル状況も生まれてきている。今後、少年事件を考える上で考えていくことが必要ではないか。また、少年事件においては、審判をできるだけ早く出し、少年にとって一番よいタイミングで社会的自

立や更生を促すことが大切ではないかと思う。非行直後は、少年も保護者も気持ちが新鮮で、自立や更生に前向きであるとしても、審判まで期間が空き、周りからいろいろな情報が入ったりすると、気持ちが変わって冷めてしまうのではないか。審判までの期間が空くほど自立や更生に向かいにくくなるのではないかと思う。少年事件では早期発見、早期対応が必要であり、裁判所には、一層の早期対応への工夫を望みたい。

D マスコミ報道で知る少年事件は、人を殺すような重大な事件ばかりであり、それを見ると、やはり、少年にはきちんと責任を取ってもらいたいと思う。しかし、それに対して窃盗等は、事件のレベルが違うものであり、そうした少年には自立を援助したいとの思いがある。そうした両方の思いがあるというのが実感である。

E 私は、老人のデイサービスで補導委託を引き受けているが、職員が強い思い入れを持って少年の指導に当たるとともに、認知症の老人が少年の存在を喜んでおり、少年もそれにきちんと応えている。ただ、期間が2週間程度と短く、少年に十分身に付くだろうかとの思いもある。また、発達障害の話に関連して、これまできちんと診断が付かずに大人になった、いわゆる成人化した発達障害の人が随分いるように感じており、そうなるとなかなか変わることは難しい。小学校や中学校半ばまでのところでうまく発見し、社会的な指導や療養をきちんと受けられればよいが、空気が読めない、コミュニケーションがとれない、感情のコントロールができないといったことで、いじめに遭ったり不適切行動に出たりする結果、問題行動を起こしてしまうことがある。ある研究会で「そうした子供に人を殺してはいけないということをどのように教えればよいか。」と問われたのに対して的確に答えられず、周囲の不適切な対応で問題行動が起こり得るかもしれないと思ったことがある。

F 少年の保護者にはどのような指導やアドバイスをしているのか。

保護者には責任を持って少年の健全育成に関わってほしいとの要請から、平成12年、少年法に「保護者に対する措置」の制度が新設された。親と子の関係は千差万別であり、子供が恐くて引いている親、子供を虐待する親等様々であるから、個別の事情に応じた指導となる。例えば、弁当を万引きした少年の保護者に弁当を作ってあげるよう指導したことがある。ただ、この「保護者に対する措置」違反に罰則はなく、保護者に指導の内容を納得してもらうことが大切である。少年にも保護者への指導の内容を確認している。

G 少年審判に被害者が傍聴するとなると、審判の雰囲気はどうなるのか心配な面がある。審判廷は狭いため、緊張感が深まると思う。被害者傍聴がある場合、施設はどこを使うことになるのか。

審判廷が狭くて不都合がある場合は、広い部屋を使うことを検討したい。

G これまでの少年審判は、少年の両側には父母が、正面には少年と同じ目線で裁判官が座り、その他に、調査段階で面識のある家裁調査官と少年を援助する立場の付添人が出席してざっくばらんな雰囲気で行われていたが、そこに被害者が傍聴することで、少年は被害者の目を意識しながら発言しなければならない。少年審判の質が少し変わってこないか心配である。もちろん、弁護士は被害者の付添人となる場合もあり、少年と被害者両方の立場でよりよい解決を考えていくことにはなるが、気になるところである。弁護士として、不安な面が多々ある。

H 公判手続でも、被害者参加制度が始まっている。検察官は公益の代表という立場であるが、その中で被害者と意見が一致しない場合もあり得ると思う。その場合にどうするかが問題であるが、検察官としては、被害者に対し、納得してもらえなくても理解してもらえよう情報提供や説明を行い、ソフトランディングを目指したい。また、例えば、自動車事故の場合、被害者には通り魔的事件と違わないとの感覚がある一方で刑事処分として

は刑期が短い場合が多い。こうした被害者の思いと処罰との間に開きがある事件で被害者参加があるのではないかと考えている。一方、少年事件においても、検察官が審判に立ち会う場合があり、その場合には、審判手続が本来の趣旨に沿ったものとなるよう、検察官においても被害者に対する情報提供や説明ができればと考えている。

- I 少年審判の被害者傍聴制度は、家庭裁判所が従来考えていた対処の仕方、つまり、非公開主義と違う考え方の制度が入ってきたということだと思う。制度ができたばかりの現時点では、そうした相反する考え方をどのように適正に調整してバランスよくやっていくかということしかないように思う。関係者が、一つ一つの場面で何ができるのか、それぞれの立場で努力する必要がある。いずれにしても、基本的な考え方をどこに置くのか、被害者にどの程度情報公開するのかなど、家庭裁判所にとって大きな課題である。被害者への情報公開と言え、医療界におけるパターナリズムの動揺の問題を連想するが、家庭裁判所も同じという思いである。
- E 医療界の現状を見ると、パターナリズムは既に神話といってもよい。医師は患者と対等な目線にあるというのが今の医師の感性だと思う。
- J 情報公開の流れから、被害者参加や被害者保護というのは必要と思うが、あくまでケースバイケースであり、被害者本人の意思が大切だと思う。今後、被害者への情報公開の必要性の程度についても、裁判所においてデータを集積し、検証する必要があるように思う。
- B 被害者自身が事実を知りたいと言っても、それを知ることによって被害者が一層傷つくこともあるのではないかと。事実を知るかどうかは被害者本人の意思によることではあろうが、事実を知ることによって、被害者は現実を受け入れるという作業と心の内面を整理していくという、質の違う二つの作業を並行していくことになる。しかし、この二つの作業は必ずしもうまく進むとは限らず、事実を知ることによって一層傷ついて心の整理に時間が掛かる

被害者も出てくるように思う。そうした難しい状況の中で、被害者の気持ちに寄り添いながらその被害者にとってベストな方法をその都度考えていくしかないと思う。

H 検察庁では、これまで、被害者にはパンフレットを送付していたが、パンフレットのみではよく分からない方もいるし、事件発生から裁判まで数か月かかることが多く、その間に被害者に気持ちの変化がある場合もあることから、今後は、パンフレットを送付する時期を変えたり電話を掛けるなどして接触の機会を増やし、参加の意向を確認することとなる。

B 都道府県にもよるが、五、六年前から、警察に、事件発生直後の被害者に対応するため、被害者支援担当の臨床心理士を配置しているところがある。

G 弁護士会でも、被害者が弁護士に事情聴取時の付添い、捜査記録の閲覧、傍聴の付添いを依頼する際の金銭的援助を行っている。また、少年についても、保護者に経済的余裕がない場合に費用負担なく弁護士に付添人を依頼できる制度がある。

E 松江の警察でも、広報相談課で臨床心理士や精神科医師らによる被害者に対する援助を行っている。

K 以前と比べて、少年事件を担当する裁判官の役割は難しくなっていると思う。家庭裁判所が創設された昭和24年当時、裁判所が主眼に置いていたのは非行を犯した少年の更生であり、少年の否認事件というのは念頭になかったと思う。ところが、今は、非行事実の認定と更生という相反する役割を同時に担うこととなり、難しい。また、これまで被害者は外側に置かれ、少年や保護者は被害者に許しを請う努力をしてこなかったし、裁判官もそうした働きかけを積極的にはしてこなかった面がある。今の被害者配慮制度では、裁判官の役割と被害者の立場を調和させるのがなかなか難しく、いろいろな問題に直面しながらいろいろなことを考えていく必要が

あるという印象である。

- A 実際の少年事件で、少年から、被害者との関係で何か不満が出ることもあるか。

当庁では、ここ数年重大事件がなく、多くが窃盗等の事件である。この場合、被害者との関係で問題となるのは弁償であるが、少年や保護者には、保護的措置の中で、被害者に対する誠意ある謝罪と弁償を求めている。少年や保護者からの不満としては、近年、みんなやっているのになぜうちの子だけがとか捕まったのは運が悪いといったものが出ることもある。

- A 最初の事件が審判不開始で終わってその後再犯を重ねるとなると、最初の事件の措置がよかったのかということになる。保護的措置はどれだけの効果を上げているのか。

島根県では、最初の事件が審判不開始や不処分で終わった後の再犯はほとんどないのが実情である。軽い気持ちでやったものでまさか裁判所に呼ばれていると言われるとは思っていなかったという一過性の非行がほとんどである。むしろ、保護処分を受けた少年の再犯率が少しずつ高くなっているのが問題である。不利益処分を受けた少年が立ち直りにくくなっているのではないかという不安がある。

- H 少年が再犯を重ねれば身柄を拘束され、身柄付き少年事件となるが、島根県では身柄付き少年事件はほとんどなく、大半が在宅事件である現状を見ると、再犯は少ないと言えると思う。再犯率の上昇というのは、全国レベルで見ると、最初の事件が、例えば、振り込め詐欺の手足となったような、その非行の程度が成人並みのもので、そこから抜け出せずに非行を繰り返すというのが実態ではないかと思う。ただ、島根県ではそうした事案は見当たらない。

- I 最近でも、少年の非行は減少していると報道されていた。非常によいことだと思う。



( 2 ) 前回までの指摘事項に対する説明

総務課長が、新しいアンケート用紙による利用状況等について報告した。

G 利用者が利用しやすい環境になることが望ましい。今後も利用者の意見をより汲み上げやすいアンケートに改善していくのがよいと思う。

I お気づきの点があれば、ご意見をいただきながら改善していきたい。現状においても、利用者からの指摘があれば敏感に対応しているが、今後も継続していきたい。

( 3 ) 次回のテーマの選定

「少年事件に対する対応の在り方（保護処分内容及び審判不開始・不処分などのときの保護的措置の内容）について」が選定された。

なお、今回は担当裁判官がオブザーバーとして出席する。

( 4 ) 次回開催日時

今回は、平成 21 年 6 月 25 日（木）午後 1 時 30 分から午後 4 時までの予定で開催されることとなった。